

財務会計執行体制のあり方検討結果報告書

平成21年12月

財務会計改革委員会

目 次

I	はじめに	1
II	検討内容	2
1	出納機関における執行体制	2
(1)	現行の執行体制とその問題点	2
(ア)	公所における出納機関の牽制機能について	2
(イ)	審査水準の確保・継続等について	3
(2)	目指すべき執行体制	3
(ア)	目指すべき方向性	3
(イ)	具体的な見直し案	4
2	支出命令機関における執行体制	8
(1)	現行の執行体制とその問題点	8
(ア)	支出命令機関の内部チェック機能について	8
(イ)	予算の管理・執行体制について	9
(2)	目指すべき執行体制	9
(ア)	目指すべき方向性	9
(イ)	具体的な見直し案	10
3	内部統制の仕組みづくり	11
(1)	内部統制の基本的な考え方	12
(ア)	内部統制の役割	12
(イ)	内部統制システムのイメージ	12
(2)	検討を要する課題	13
III	留意すべき事項	13
1	効果的・効率的な執行体制	13
2	牽制機能強化等の早期実現	13
(1)	出納機関の執行体制	13
(2)	支出命令機関の執行体制	13
3	内部統制システム構築の取り組み	14

I はじめに

平成20年3月、会計検査院第5局特別検査課の現地検査が行われ、同年11月、農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費の執行について、総額4,900万円を超える国庫補助金の不適正な会計処理があったとの「検査報告」が内閣に送付された。

また、同年10月には、92万円余の裏金の存在を指摘する匿名の書簡をきっかけとして、全庁調査を実施し、総額360万円を超える不正経理や不適正な事務処理（以下、「不正経理等」という。）が判明した。

これらの事案を受け、公共事業等事務費に係る課題・再発防止策の検討・策定を行うため、外部の学識経験者を含む「公共事業等事務費適正化委員会」が立ち上げられるとともに、不正経理等の調査分析・再発防止策の検討・策定を行うため、外部の学識経験者で構成する「経理適正化対策推進委員会」が立ち上げられ、同年12月に両委員会から調査の結果及び再発防止策が示されたところである。

当委員会は、両委員会から示された再発防止策の取組状況の点検・検証等を行うとともに、「公共事業等事務費適正化委員会」から指摘された「財務会計執行体制のあり方」を検討するため、平成21年3月に外部の学識経験者5名と府部局長5名の10名を委員として発足した。

財務会計執行体制のあり方を検討する目的は、不適正な財務会計事務処理を未然に防止し、適正な財務会計事務が将来にわたって確保される、しっかりとした体制を整備することにより、府民の信頼を回復することにある。

これまで京都府においては、再発防止策に沿って、職員の意識改革、財務指導員による相談体制の新設及び会計事務の点検・検査体制の強化をはじめとする様々な再発防止策に取り組んでいるが、これらの取り組みに加え、本報告の趣旨を踏まえた執行体制の見直しを行うことにより、将来にわたり府民の信頼を裏切る事案を発生させない組織の確立を求めるものである。

Ⅱ 検討内容

1 出納機関における執行体制

財務会計事務の執行について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第149条により、知事は、予算の調製及び執行、地方税の賦課徴収、使用料又は手数料の徴収、会計の監督、財産の取得・管理・処分等の事務を担当することとされ、法第170条により、会計管理者は、現金、物品の出納及び保管、小切手の振出し、現金及び財産の記録管理、支出負担行為に関する確認、決算の調製等の会計事務をつかさどることとされている。

また、京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下、「会計規則」という。）第5条により、知事は公所の長（以下、「公所長」という。）に公所の予算執行関係事務について委任しており、一方、会計規則第6条により、会計管理者は公所に属する事務の範囲内において、公所の出納員に出納機関として会計事務の一部を委任している。

公共事業等事務費適正化委員会の報告では、不適正経理を未然に防止できなかった原因として、公所における出納機関の牽制機能が十分に発揮されていない旨の指摘がなされたところである。これは、会計管理者がつかさどる会計事務のうち、上記の「支出負担行為に関する確認」に課題があることを示している。

(1) 現行の執行体制とその問題点

(ア) 公所における出納機関の牽制機能について

本庁における支出負担行為に関する確認については、各部局の支出負担行為の協議及び支出命令の審査を支出命令機関とは分離した会計課において行っている。

これに対して、公所における支出負担行為に関する確認については、各公所に置かれた出納員が行っている。

法が専任の出納員を置くべきことまでは要求していないことから、公所の出納員は、公所長の補助職員（支出命令機関側）としての立場と、会計管理者に代わって会計事務をつかさどる職員（出納機関側）としての立場を兼ね備えているのが現状である。

そのため、実際に支出を行おうとする場合には、支出命令機関の職員と

して支出命令の決裁を行った者が、自ら決裁を行った支出命令について、出納機関としてその確認（審査）を行っている。

一定の職員数を有する大規模な公所にあつては、出納員として任命された者を支出命令機関側の決裁ルートから外し、支出命令者の決裁後に出納機関側として決裁ルートに設定することで、支出命令側から分離して事務を処理することが可能となっている例もある。しかし、大多数を占める小規模公所にあつては、出納員が出納機関としての業務に専任できるだけの人的な余裕はなく、支出命令機関の職員として決裁を行った者が、再度出納機関の立場でその確認（審査）を行っているのが実態であり、十分な牽制機能を発揮することが難しい状況となっている。

(イ)審査水準の確保・継続等について

適正な会計事務処理を確保するためには、複雑・多岐にわたる会計事務処理に精通している必要があるが、出納員が支出命令機関の業務を兼任しつつ各公所に1名ずつ分散して配置されている現行の体制においては、出納機関の業務への適性のみを考慮した職員配置は困難であり、配置された出納員の会計事務処理に係る経験の有無や習熟度により、審査水準が大きく左右され、正確性を欠く事例も見られる。また、人事異動の度に個人から個人への事務引継ぎが行われたとしても、各出納員が蓄積した知識やノウハウを十分に継承することは事実上不可能である。

これまでから、審査水準の確保のために、職員の習熟度に応じて会計事務処理に係る様々な研修会等が実施され、また、今年度からは各広域振興局毎に財務指導員が配置され、会計事務全般について身近に相談が行える体制も整備されたところである。適正な会計事務処理を確保する上で、今後ともこれらの取り組みの充実を図っていくことは極めて重要であるが、個々の職員の資質の向上や事務処理の指導強化に止まらず、蓄積された知識やノウハウを組織として継承できる体制を構築しなければ、将来にわたって、高い審査水準や統一的な財務会計規程の適切な運用を維持することは困難であり、会計事務処理に精通した職員を持続的に確保・育成していくことにも限界があると言わざるを得ない。

(2)目指すべき執行体制

(ア)目指すべき方向性

公所における出納機関の牽制機能を十分に発揮するためには、支出命令機関の業務と出納機関の業務とを切り離し、出納機関の業務を専任化させることが望ましい。

また、公所毎に出納機関の業務を専任化させるためには、多くの人員を必要とするため、公所毎に行っている出納機関の業務を集約した上で、専任化を図ることを検討すべきである。

これにより、公所における出納機関の牽制機能が大幅に強化されるとともに、一定規模の専任職員集団が形成されることにより、審査水準の向上と均一化、従事する職員の資質の向上、知識やノウハウの持続的継承（人事異動等に伴う知識やノウハウの途絶の排除）等が、総合的に可能になるものと考えられる。

一方、業務が専任化され、全ての業務上の指揮監督を会計管理者から受けることとなっても、支出命令機関の各公所長の管理の下に位置付けられたままでは、会計事務を行う職員としての士気や牽制意識を高いレベルで維持する観点からは好ましくない。

そのため、業務の専任化と併せ、組織上も支出命令機関から独立させ、業務上、身分上ともに会計管理者の指揮監督・管理の下に置くことが望ましい。

(イ)具体的な見直し案

(集約すべき公所の範囲)

京都府においては、文書事務支援システムや統合財務システム(以下、「システム」と総称する。)が既に導入されており、出納機関の業務を集約する上での環境が一定整備されている。

システムを有効に活用すれば、支出命令に対する審査業務等は遠隔地においても処理することが可能である。

しかしながら、

成果物の現物確認等、システム上の確認に馴染まない場合があること、

集約する公所の範囲は、支出命令機関に対するきめ細かな指導が行き届く範囲とすることが効果的・効率的であること、

公所長を含む職員の意識改革をはじめとする再発防止策の取り組みを進める上で、各広域振興局に配置している財務指導員との連携が重要であること、

等を考慮すれば、一定のブロック毎に会計事務を処理し、指導できる体制

を構築することが望ましく、既存の各広域振興局の所管区域単位を1つのブロックとし、ブロック毎に新たな会計管理者の補助組織として会計課分室(仮称)(以下、「会計課分室」という。)を設置し、出納機関の業務を集約することが現実的である。

また、各広域振興局の所管外である京都市内の各公所に係る審査業務等については、会計課への集約が必要である。

なお、集約する公所の具体的な範囲は下表のとおりである。

京都市内	知事部局	18	京都東府税事務所 京都西府税事務所 京都南府税事務所 自動車税管理事務所 京都児童相談所 精神保健福祉総合センター	計量検定所 京都林務事務所 京都土木事務所 職員研修・研究支援センター 保健環境研究所 婦人相談所	中小企業技術センター 府立体育館 府立植物園 府立総合資料館 府立京都高等技術専門校 府立陶工高等技術専門校	会計課 (本庁)
	教育委員会	21	山城高等学校 鴨沂高等学校 洛北高等学校 北稜高等学校 朱雀高等学校 洛東高等学校 鳥羽高等学校	嵯峨野高等学校 北嵯峨高等学校 北桑田高等学校 桂高等学校 洛西高等学校 桃山高等学校 東稜高等学校	洛水高等学校 京都すばる高等学校 盲学校 聾学校 桃山養護学校 総合教育センター 府立図書館	
山城管内	知事部局	9	山城広域振興局 乙訓土木事務所 山城北土木事務所	山城南土木事務所 宇治児童相談所 消防学校	身体障害者更生相談所 城陽障害者高等技術専門校 流域下水道事務所	会計課分室 (山城)
	教育委員会	19	乙訓教育局 山城教育局 向陽高等学校 乙訓高等学校 西乙訓高等学校 東宇治高等学校 城南菱創高等学校	菟道高等学校 城陽高等学校 西城陽高等学校 京都八幡高等学校 久御山高等学校 田辺高等学校 木津高等学校	南陽高等学校 向日が丘養護学校 城陽養護学校 南山城養護学校 山城郷土資料館	
南丹管内	知事部局	5	南丹広域振興局 南丹土木事務所	大野ダム管理事務所 府立淇陽学校	京都府農林水産技術センター	会計課分室 (南丹)
	教育委員会	7	南丹教育局 亀岡高等学校 南丹高等学校	園部高等学校 農芸高等学校 須知高等学校	丹波養護学校	
中丹管内	知事部局	7	中丹広域振興局 中丹東土木事務所 中丹西土木事務所	福知山児童相談所 港湾事務所 府立福知山高等技術専門校	府立農業大学校	会計課分室 (中丹)
	教育委員会	9	中丹教育局 綾部高等学校 福知山高等学校	工業高等学校 大江高等学校 東舞鶴高等学校	西舞鶴高等学校 中丹養護学校 舞鶴養護学校	
丹後管内	知事部局	4	丹後広域振興局 丹後土木事務所	水産事務所 織物・機械金属振興センター		会計課分室 (丹後)
	教育委員会	9	丹後教育局 宮津高等学校 海洋高等学校	加悦谷高等学校 峰山高等学校 網野高等学校	久美浜高等学校 与謝の海養護学校 丹後郷土資料館	

(集約すべき業務)

集約を行う業務については、府民サービスの維持を前提として、一方で事務効率を考慮することが重要であり、現金・物品の出納保管等の業務は現行の出納員の業務として残し、支出負担行為の確認及び支出命令書等の審査等、牽制機能の強化に資する業務について集約を図るべきである。

(指導的役割の強化)

会計課においては、これまで、公所における適正な会計事務を確保するため、主として、支出命令機関と出納機関の両方の立場を持つ、公所の出納員に対する指導・検査、研修等を実施してきたところであるが、会計課分室設置後においては、支出命令機関側の職員への会計事務の指導・検査等を通じて適切な会計事務処理を確保することが重要となる。

そのためには、各広域振興局の所管区域単位に設置される会計課分室が、財務指導員との連携を図りながら、公所の支出命令業務等に対するきめ細かな指導・検査、研修等を実施する役割を発揮することが必要である。

なお、集約すべき業務等を具体的に示すと下表のとおりである。

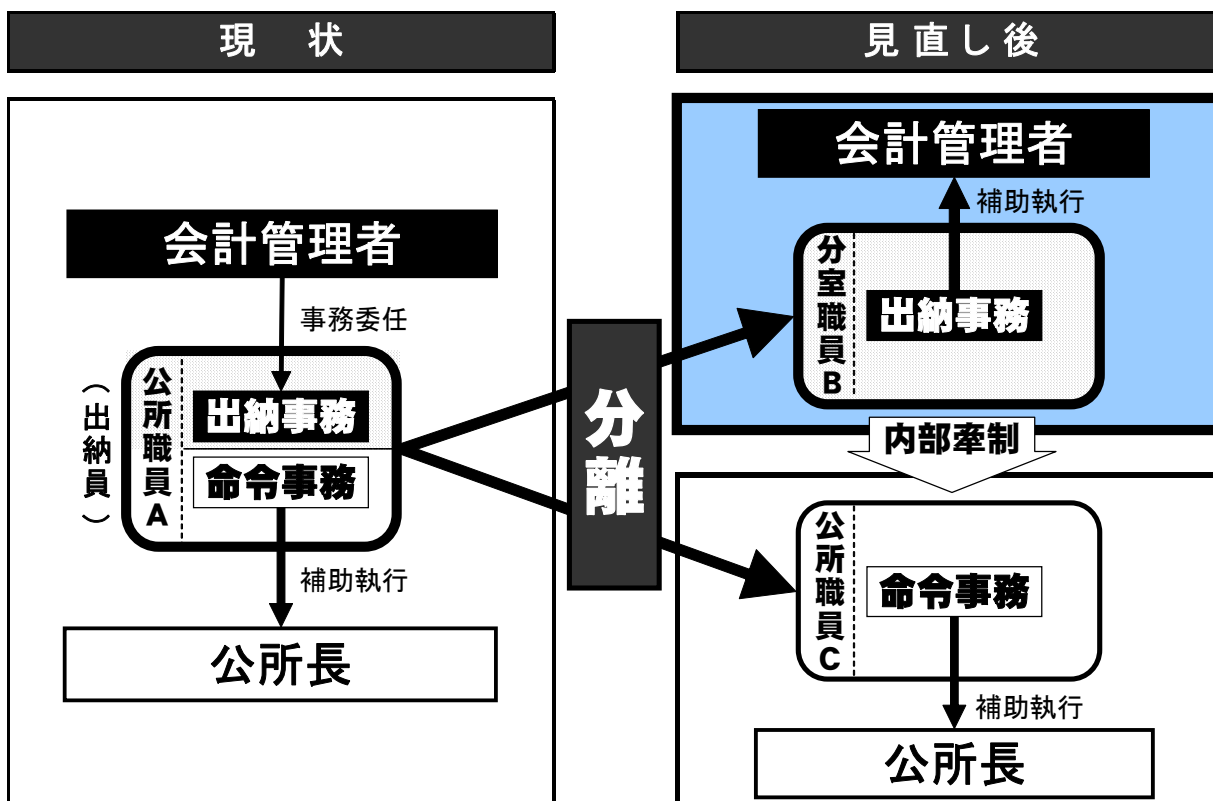
	業 務	【現状】	【見直し後】	
		公所出納員	公所出納員	会計課分室
1	現金(現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。)の出納を行うこと。	○	○	×
2	現金(現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。)の保管を行うこと。	○	○	×
3	歳入歳出外現金の出納を行うこと。			
	歳入歳出外現金及び一時借入金(所得税に係るものを除く。)の払出通知の確認	○	○	×
	所得税に係る払出通知の確認	○	○	×
4	歳入歳出外現金の保管を行うこと。	○	○	×
5	有価証券(公有財産又は基金に属するものを含む。)の出納を行うこと。	○	○	×
6	有価証券(公有財産又は基金に属するものを含む。)の保管を行うこと。	○	○	×
7	物品(基金に属する動産を含む。)の出納(受入れ・払出し)を行うこと。	○	○	×
8	物品(基金に属する動産を含む。)の保管(使用中の物品に係る保管を除く。)を行うこと。	○	○	×

9	支出負担行為に関する確認を行うこと。			
	事前協議	○	×	○
	事後審査	○	×	○
	支出命令の確認	○	×	○
	振替命令の確認	○	×	○
	支出更正命令の確認	○	×	○
	歳入の戻出命令の確認	○	×	○
	資金前渡に係る精算確認	○	×	○
	概算払に係る精算確認	○	×	○
10	公所の支出命令業務等に対する指導・検査	—	—	○

(業務の専任化・組織の独立化)

会計課分室は、支出命令機関から完全に分離し、会計管理者の事務を補助する組織として位置付け、分室職員の業務は、支出負担行為に関する確認（審査業務等）と公所指導等に特化し、組織上も支出命令機関との牽制関係を明確にすべきである。

なお、職員に着目し、その位置付け・役割を表すと、下図のとおりである。



2 支出命令機関における執行体制

京都府では、平成15年度に策定した「京都府行財政改革指針」において、「意識改革」、「組織改革」、「事業改革」の3つの改革を掲げ、具体的な取り組みが進められてきた。とりわけ「組織改革」では、現地・現場解決力を強化し、分権型行政システムを支えるスリムで強靱な体制を作るという観点から、迅速・的確にサービスを提供する課題対応型の組織構築に向けた取り組みが進められてきたところである。

また、その過程において、本庁各部においては、各所属の庶務業務を各部の主管課（以下、「主管課」という。）に集約し、より効率的な執行体制を構築するとともに、内部管理業務の部局への権限委譲を進めるため、主管課の体制が見直されてきた。

しかしながら、財務会計事務に対する主管課の関与には各部局において違いが見られることや、大量退職時代を迎え、財務会計事務に精通した職員の退職など、適正な財務会計事務を維持する上で、支出命令機関として十分な体制が確保されているとは言い難い状況となっている。

このような中、公共事業等事務費適正化委員会の報告では、支出命令機関の課題として、事務費が計画的に執行できていないことによる事務費執行の年度末集中、財務会計事務が複雑・多岐にわたる中で実務経験不足による正確な事務処理ができていない状況、管理職員が所管業務全般の執行管理に重点を置き、財務会計事務は事実上担当職員に委ねる傾向、などの指摘がなされたところである。これは、支出命令機関内部のチェック機能やマネジメント機能が不十分であったことが大きな課題であることを示している。

(1) 現行の執行体制とその問題点

(ア) 支出命令機関の内部チェック機能について

予算を所管する各所属の長（以下、「所属長」という。）は、その執行に対する責任を有している。所属長は、その責任の下で、歳出予算に計上された事業等を実施するに当たり、地方公共団体の支出の原因となるべき契約や補助金の交付決定行為など、いわゆる支出負担行為の内容や手続きを適正に行うことが求められている。

また、各所属では、支出負担行為の相手方からの請求行為に対し、支出命令機関として給付完了の確認等を行った上で、支出命令書等により出納機関に対して支出命令を発しなければならない。

これら一連の財務会計事務について、公正かつ正確な執行を確保するためには、支出命令機関に対する出納機関の牽制機能が有効に機能していることはもちろん、支出命令機関内部においても、チェック機能が発揮されていることが重要であることは言うまでもない。

しかしながら、現状では支出命令書等を作成する所属のみで支出命令等の意思決定及びその審査を行っており、財務会計事務に対する支出命令機関内部におけるチェック機能が十分に発揮されているとは言い難く、また、担当職員の知識や経験の差によってその処理水準が大きく左右される危険性をはらんでいる。

加えて、特に手続きが煩雑な入札業務やその他の契約業務を経験の少ない担当職員が実施することも多く、昨年度の監査委員の指摘等の件数が突出していることから、支出命令機関側の課題が浮き彫りとなっている。

さらに、多くの所属において、予算そのものを自ら管理していることから、年間を通じた予算の執行が各所属に委ねられ、このような現状から、事務費予算に係る年度末の無理な事務費執行等を自ら排除することが困難であったものと考えられる。

(1) 予算の管理・執行体制について

多くの支出命令機関においては、財務会計事務を専門に担当する職員が配置されていないことから、事務職、技術職を問わず、予算執行に携わる職員が通常の担当事務に加え、財務会計事務も担っている。

複雑・多岐にわたる財務会計事務を短期間で習得することが困難なことから、事務処理水準が各担当者の経験や習熟度に委ねられ、また、各所属内におけるチェック機能についても、チェックする側の経験や習熟度によりばらつきが見られ、恒常的に事務処理ミスも生じている。

(2) 目指すべき執行体制

(ア) 目指すべき方向性

支出命令機関における財務会計事務は、各部局によって処理体制が異なっていること、担当者あるいは支出命令書作成所属のみの責任により事務処理が行われることが多いことから、支出命令機関内部におけるチェック機能が十分に発揮されていないことは前述のとおりであるが、各所属毎に財務会計事務に精通した職員を育成し、事務処理水準やチェック機能を強

化することは現実的ではない。

支出負担行為は、京都府が債務を負担する行為であり、予算を所管する所属長の責任において行う必要があるが、適正な財務会計事務を確保するためには、部内各課を取りまとめている主管課の役割を見直すことによって、支出命令機関内部におけるチェック機能の強化と専門性の向上を図ることが効果的であると考えられる。

これまでも主管課に対しては、事業課としての機能ではなく、部内のマネジメント機能を高めるために庶務的な機能が集約されてきた経過があり、まさに財務会計事務に関しても、主管課が第三者的な立場で各所属に対してチェック機能や調整機能を発揮するとともに、指導的役割を担うことで、適正な事務処理を確保することができると考えられる。

(イ)具体的な見直し案

財務会計事務の適正化のためには、本庁における主管課の権限と責任を強化するとともに、さらに全庁的に集約が可能なものについては一元化を図る必要がある。

(支出命令権限の付与)

第1は、支出命令等に対する決定権限を主管課の長に付与するものである。

これは、支出負担行為自体は予算を所管する所属長の責任において意思決定するのに対し、支出命令等は主管課の長の責任において決定することで、部内におけるチェック機能と主管課によるマネジメント機能を発揮させるものである。

これにより、各所属では予算執行所属としての判断だけでなく、財務会計事務そのものについても、主管課に対し説明責任を果たすことが求められると同時に、主管課は出納機関に対する部内の支出命令等の説明責任を果たすことが求められることとなり、主管課における専門性の向上に併せて、部内の財務会計事務に係る処理水準の均一化が可能となる。

(事務費の集中管理)

第2は、部内の事務費について、主管課の関与を強化し、計画的な執行を確保するものである。

これは、主管課において事務費予算を集中的に管理するもので、具体的には、年間の事務費執行計画の策定をはじめ、毎月の執行状況や四半期毎

の執行状況を把握し、これらを踏まえて各所属に対する指導や指示を行うことにより、年間を通じた計画的な事務費執行を確保するものである。

これにより、予算そのものが各所属に計上されているような場合であっても、主管課による統制機能が働くことから、事務費予算の執行内容や執行時期の適正化をはじめ、最終的には予算の減額措置や繰越手続までを含めて、トータルコーディネートが可能となり、結果的に事務費予算の使い切り意識や、年度末の集中執行を排除することが可能となる。

(入札・契約業務の集約)

第3は、入札・契約に係る事務について主管課が一元的に関与・実施するとともに、可能なものについては、全庁集約を図るものである。

これは、入札・契約事務について、全庁集約が可能なものについては、契約業務処理部門に一元的に集約するとともに、その他のものについては、主管課に業務を集約することで、複雑な事務手続を専門的・統一的に処理しようとするものである。

これにより、複雑・専門的な入札・契約事務の手続誤りをなくすとともに、他府県で見られるような不明確な理由による随意契約や、入札を回避するための不適切な分割契約などを未然に防止することが可能となる。

3 内部統制の仕組みづくり

地方分権改革を進め、地方公共団体が自治の担い手として地域の課題に対応していくためには、不正を許さない公平・公正な業務の執行を確保するとともに、業務の有効性・効率性を高め、住民ニーズに的確に応え、住民から信頼される組織運営を確立することが必要である。

京都府においては、限られた資源を有効に活用し、「より多くの府民の皆さんが将来にわたって幸福を実感できる府政の実現」を図るため、「府民満足最大化プラン」を策定して、その取り組みを進めているところである。

一方、不適正経理や法令違反等の不祥事案が多くの地方公共団体で続発する現状を受け、昨年3月、総務省に設置された研究会から、「住民から信頼される今後の地方自治体の組織マネジメントにとって、内部統制の考え方が有意義である」との報告がなされ、また、京都府においても、昨年度の不正経

理等を受けて、「公共事業等事務費適正化委員会」から、自立的・自浄的な内部統制の仕組みづくりなど、財務会計事務を取り巻く新たな課題に適切に対応できる組織体制を検討すべきとの指摘を受けたところである。

内部統制とは、財務会計事務に限らず、職員が職務執行に関する法令や規範を遵守することはもとより、自らの職務に関する課題やリスクに正面から向き合い、その要因を分析し対応策を見出すとともに、業務の重複や無駄・不合理なルールや慣例に気付き、職場内の議論を通じて組織的にその改善を図る取り組みであり、このことは、府民ニーズに即した府政運営を進め、府民満足を最大化するための重要な視点であると考えられる。

(1)内部統制の基本的な考え方

(ア)内部統制の役割

府民から信頼される府政運営の推進を図る上で、内部統制システムは有効な手法であると考えられ、同システムには、次のような役割が求められる。

職務遂行上のリスクを抽出し、リスク発生前に必要な対応を行うとともに、組織的なチェック機能を通じて不適切な事務処理の改善を促進する役割

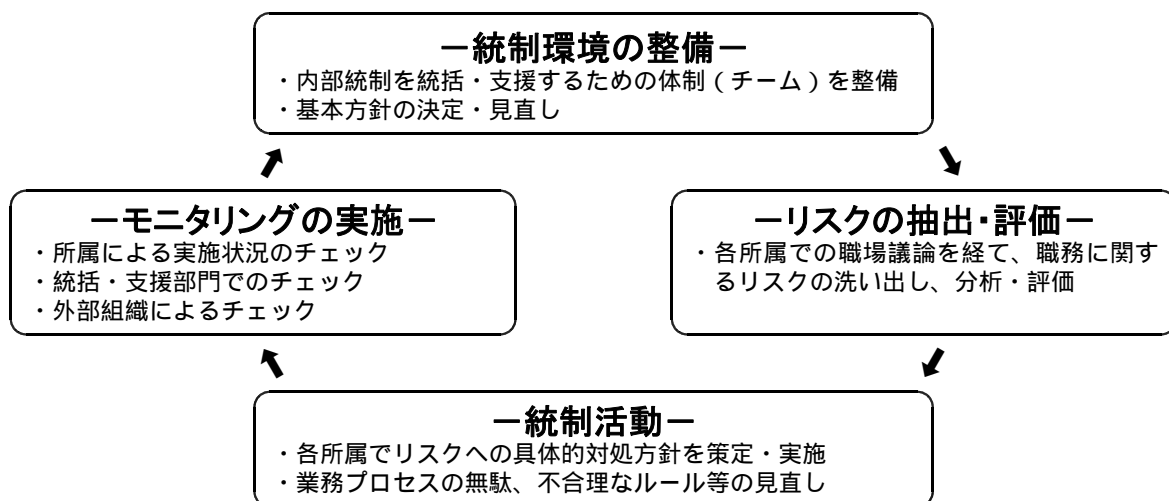
組織内部のリスクを共有し、職員相互に確認・監視する体制を構築することによって職員の意識改革を進め、コンプライアンスの向上につながる役割

リスクの洗い出し、業務プロセスや不合理なルールの見直しを通じて、業務の効率性・有効性を向上させる役割

内部・外部のモニタリングを通じて改善方策を示すことで、取り組みの形骸化等を排除し、統制システム全体の有効性を維持する役割

(イ)内部統制システムのイメージ

上記の役割を果たす内部統制の具体的な整備・運用のイメージは下図のとおりである。



(2) 検討を要する課題

京都府では、財務会計部門においては、監査や検査の充実、当委員会による不正経理等の再発防止策の実施状況の検証等に取り組んでおり、また、全庁的には、重要案件の議論を行う経営戦略会議の設置や予算策定過程における事業仕分け・評価の実施等、種々の取り組みが既に行われている。

また、総務省の研究会では、今後、事例の収集・分析等を行い将来的に地方公共団体を取り巻く環境の変化を踏まえ、内部統制のあり方の検討を行うこととされている。

内部統制の仕組みを構築するためには、現在実施されている様々な取り組みの検証の上に立って、総務省の研究会の動向も見極めつつ、検討を進める必要がある。

Ⅲ 留意すべき事項

1 効果的・効率的な執行体制

平成19年度決算の認定に当たってなされた府議会の付帯決議において、「再発防止の徹底に当たっては、職員は公務員の原点である『府民の奉仕者』としての自覚を持ち、納税者の視点に立って適正、厳格かつ効果的・効率的な執行に当たること。」との指摘があり、執行体制の検討に当たってもこの指

摘を十分考慮し、適正性・厳格性を確保しつつも効果的・効率的な執行体制の構築を目指さなければならない。

また、京都府においては、これまでから財政健全化指針の取り組みや経営改革プランの取り組み等を通じて、懸命に行財政改革に取り組んできたところであるが、本年3月からは、新たに「府民満足最大化プラン」の取り組みを進めているところであり、執行体制の検討においても、これらの取り組みを更に推進する立場でなければならない。

2 牽制機能強化等の早期実現

(1) 出納機関の執行体制

公所における出納機関の牽制機能強化に向けた執行体制の見直しは、財務会計事務の更なる適正化を推進するため、早期に実現されるべきであり、財務事務に関するシステムが既に導入されているなど、一定の環境が整っている知事部局及び教育委員会等については、来年度にも具体化すべきである。また、警察組織については、システム導入の進捗状況等を見ながら検討を進めるべきである。

(2) 支出命令機関の執行体制

支出命令機関の執行体制の見直しに際しては、各部局の現状が異なることから、画一的な取扱いに馴染まない場合もあると考えられるが、財務会計事務の適正化の観点から、主管課の関与の強化を基本として、可能なものから早期に実現を図るべきである。

3 内部統制システム構築の取り組み

内部統制の仕組みづくりについては、地方公共団体にとっても重要な視点であり、諸課題の検討・検証を進めながら、統制システムの構築に向けた取り組みを継続すべきである。